

居宅介護支援事業所重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5970-4337 営業日 月～土曜日 9:00～18:00

担当: 主任介護支援専門員 兼 管理者 石川 幸子 ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 花のまる
所在地	東京都板橋区志村3丁目26番15号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都 第1371908573号)
サービスを提供する実施地域	板橋区、北区、練馬区

(2) 事業所の職員体制

職員名	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者 兼 主任介護支援専門員	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。	1名	0名	1名
介護支援専門員	介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。	2名 以上	1名 以上	2名 以上

営業時間 火～土曜日 9:00～18:00まで (日曜・12月30日～1月3日は休業)

3. 事業の目的

「株式会社こねこのて」が開設する「居宅介護支援事業所 花のまる」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援をすることを目的とする。

4. 利用料金

- (1) 利用料（ケアプラン作成料） 別紙料金表の通りとする。
- (2) 交通費 前記2の（1）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。
- (3) 解約料 お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

介護支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用申込
まずは、お電話等でお問合せ下さい。当社職員が伺い、サービスの内容等の説明を行います。
- (2) 契約締結
 - ・ご利用者様のご自宅に伺い、介護サービス等を実施する上での重要事項を説明し、被保険者証等を確認した上で、個人情報の取り扱いの同意書及び契約書に記名・押印を頂き契約を取り交わします。
 - ・ご利用者が病院又は診療所に入院することとなった場合は、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院又は診療所に伝えるよう、ご利用者又はご家族に求めます。
- (3) アセスメント
 - ・当社職員がご利用者宅に訪問し、ご利用者、ご家族との面談により課題の把握を行います。
 - ・ご利用者は、介護サービス等の内容や種類を説明した上で、具体的な目標や支援策を提案し、ご利用者と調整を行います。
- (4) ケアプラン原案の作成
 - ・アセスメントの結果等をもとにケアプラン案を作成し、その内容についてサービス提供を行う事業所や、関係機関と調整を行います。
 - ・ご利用者は、ケアプランの作成に当たり、複数の介護サービス事業者を紹介するよう、担当職員に求めることができます。
 - ・ご利用者は、ケアプランに位置付けた介護サービス事業者等の選定理由の説明を担当職員に求めることができます。
- (5) サービス担当者会議の開催
 - ・居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、関係者が集まり、計画案の目標の共有化、役割分担など専門的な意見の交換を行います。
 - ・ご利用者やご家族、サービス事業所等の担当者や関係者と支援内容について確認します。
 - ・ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には主治医等に意見を求めます。

(6) ケアプランの交付

- ・ご利用者やご家族にケアプランの内容について説明し、同意欄に記名・押印をいただいたうえでケアプランを交付します。
- ・医療サービスを位置付けた場合には、ケアプランを主治医等に交付します。

(7) 事業開始

- ・ご利用者に対して介護サービス事業所等により、サービスの提供が開始されます。
- ・当社職員の介護支援専門員が、ご利用者の状態の把握を行い、定期的にケアプランの見直しを行います。
- ・介護サービス事業者等からご利用者に関する情報提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、ご利用者の服薬状況、口腔機能等について必要と認めるものを、主治医等に情報提供を行います。

5. サービスの利用方法等

(1) サービスの利用開始

電話等でお申込みください。当社職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文章等にて申し出くたされればいつでも解約出来ます

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前迄に文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合には双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険つきでサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族様などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を存続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合や、ハラスメント等を行った場合は、文章で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。事業者側が行った場合も同様です。この場合にも地域の他の介護支援事業者や保険者等の公的相談機関の情報提供を行います。

6. 当社の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針・事業の目的

- ・ご利用者が有する能力に応じ、より安全に安定した日常生活に営むことが出来るよう、ご利用者の立場に立って援助を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ケアプランの作成にあたっては、ご本人の心身の状況を把握し、ご希望を考慮したうえで、一番良いと思われる計画を作成いたします。

その際に、ご家族や介護サービス事業所等とも十分に共通認識を得たうえで、サービスを実施できるように調整してまいります。

【担当職員による居宅訪問頻度等】

- ① 提供開始月又はその前月
- ② サービスの評価機関が終了する月
- ③ ご利用者の状況に著しい変化があった場合

7. 事故発生時の対応について

- (1) 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
- (3) 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員又は管理者までお申し出下さい。

担当 石川 幸子 TEL 03-5970-4337

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情原因の把握（※ 利用者からの苦情はまず事実確認を行う。）
- ② 担当者不在の場合、事務員で対応、管理者に連絡。その後管理者が対応する
- ③ 苦情内容によっては都及び区に助言を求める。

I 当社のミスである場合

苦情内容を記録し、連絡頂いたサービス事業所の管理者（または利用者）に謝罪。

記録した苦情内容を元に、必要であれば全職員に周知し、再発防止に勤める。

II 当社のミスでない場合

関係者全員に誤解である旨伝え、今後は誤解が生じないように改善策を実行する。
苦情内容によっては区または都に相談した上で、回答を行う。

(3) その他参考事項

苦情に関しては利用者、サービス事業者に係らず、事実確認の上、即対応できるよう整備をする。
また、過去の事例に照らし合わせて対応することもある為、記録はきちんと取っておく。

(4) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

連絡先	苦情対応窓口	担当者 (課)	住所	連絡先
板橋区役所	介護保険苦情 相談室		〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1	TEL 03-3579-2079
北区役所			〒114-0022 東京都北区王子本町 1-15-22	TEL 03-3908-1111
	介護保険課			TEL 03-3908-1286
練馬区役所			〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1	TEL 03-3993-1111
	練馬区保健福祉 サービス	苦情調整委員		TEL 03-3993-1344
	国民健康保険 団体連合会	苦情相談係	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1	TEL 03-6238-0177

8. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社こねこのて

事業所名称 居宅介護支援事業所 花のまる

代表者氏名 代表取締役 後藤 輝行

所在地・電話 東京都板橋区志村 3-26-15

電話 03-5970-4337

事業内容 居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害者支援事業、地域密着型通所介護事業、
サービス付き高齢者住宅事業

9. 第三者評価の実施状況

未実施 (令和5年7月1日現在)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

居宅介護支援事業所 重要事項説明書 別紙料金表

令和6年4月1日改正

(1)居宅介護支援費

サービス名	取扱件数	介護度	(単位数)	利用料
居宅介護支援 I i 1	40 件未満	要介護 1・2	1,086	¥12,381
居宅介護支援 I i 2		要介護 3・4・5	1,411	¥16,086
居宅介護支援 I ii 1	45 件以上	要介護 1・2	544	¥6,202
居宅介護支援 I ii 2	60 件未満	要介護 3・4・5	704	¥8,026
居宅介護支援 I iii 1	60 件以上	要介護 1・2	326	¥3,717
居宅介護支援 I iii 2		要介護 3・4・5	422	¥4,811

(2)その他加算

サービス名	取得条件	算定条件	(単位数)	利用料
初回加算		1月につき	300	¥3,420
居宅支援入院時情報連携加算 I	入院時情報 連携加算	1月につき	250	¥2,850
居宅支援入院時情報連携加算 II			200	¥2,280
居宅支援退院退所加算 I 1	入院または 入所期間中 1回を限度	1回につき	450	¥5,130
居宅支援退院退所加算 I 2			600	¥6,840
居宅支援退院退所加算 II 1			600	¥6,840
居宅支援退院退所加算 II 2			750	¥8,550
居宅支援退院退所加算 III			900	¥10,260
緊急時等居宅カンファレンス加算		月に2回限度	200	¥2,280
通院時情報連携加算		利用者1人につき、 月に1回を限度	50	¥570
居宅支援ターミナルケア マネジメント加算		死亡日及び死亡 日前 14 日以内に 2 日以上在宅の 訪問等を行った場合	200	¥2,280

- ※1 居宅介護支援利用料は上記の通りですが、法定代理受領により当社の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- ※2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は、一か月あたり要介護度に応じた料金を一旦頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日区市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(別紙)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合等、前期（3月1日から8月末）または後期（9月1日から2月末）利用状況を報告します。

利用割合の説明 令和6年9月1日から令和7年2月末

- ① 全6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 70.06% **通所介護 57.32%** **地域密着型通所介護 17.19%** **福祉用具貸与 57.32%**

- ② 全6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業所によって提供された者の割合

サービス名	事業所名及び%(1位)	事業所名及び%(2位)	事業所名及び%(3位)
訪問介護	アケアセンター小豆沢 20.2%	ケアリッツ小豆沢 16.36%	ヘルパーステーション花のまる 15.45%
通所介護	コンパスウォーク蓮根 26.66%	みどりの苑 20.00%	ツクイ板橋 18.88%
地域密着型通所介護	レコードブック志村坂上 40.74%	癒しの里 雅 前野町 22.22%	DSグリーンデイ上板橋 22.22%
福祉用具貸与	ハンドベルケア東京 16.82%	アースシステム 14.01%	フアンサポート 板橋 11.21%

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、同意を得て、交付しました。

【事業者】

事業者名 居宅介護支援事業所 花のまる（事業者番号 1371908573 号）

所在地 東京都板橋区志村 3 丁目 2 6 番 1 5 号

代表者名 株式会社こねこのて 代表取締役 後藤 輝行 ㊟

説明者 氏 名 石川 幸子 ㊟

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容に同意をし、交付を受けました。

【利用者】

住 所 〒

氏 名 ㊟

【代理人】 私は本人の意思を確認し署名代行しました。

利用者との関係 _____

住 所 〒

氏 名 ㊟